九十九里町町勢要覧作成業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

１　業務の目的

町制施行７０周年を記念して、九十九里町が有する自然や文化等の多様な魅力や情報について、写真やイラスト等を織り交ぜ、ビジュアル的に読みやすく、また分かりやすく紹介し、町内外に九十九里町の魅力を発信するとともに、町への理解を深め、町民がこれからも住み続けたい、また、多様な世代が移り住んでみたいと思えるように、町のブランドイメージアップを目的に町勢要覧を作成する。

２　業務概要

1. 業務の名称　　九十九里町町勢要覧作成業務委託

（２）履行場所　　九十九里町役場

（３）履行内容　　別紙「仕様書」のとおり

（４）履行期間　　契約締結日～令和７年３月２５日（火）

３　業務上限価格

２，７５０，０００円（税込）

４　事業スケジュール

（１）公募開始

令和６年４月５日（金）

（２）質問提出期間

令和６年４月５日（金）１３時から令和６年４月１０日（水）１７時まで

（３）質問回答

令和６年４月１２日（金）までに町ホームページで公開

（４）参加意向申出書受付期限

令和６年４月１９日（金）１７時まで

（５）１次審査（書類審査）結果の通知

令和６年４月２２日（月）

（６）提案書提出期限

令和６年４月２５日（木）１７時まで

（７）２次審査（プレゼンテーション審査）

令和６年５月８日（水）

（８）２次審査結果の通知

令和６年５月１５日（水）

５　参加資格

プロポーザル方式に参加できるものは、以下の各号の全ての要件を満たす者とする。

（１）令和６・７年度九十九里町入札参加資格者名簿「物品（大分類：印刷・製本）に登録されている者。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次に掲げる事項に該当しない者であること。

①手形交換所による取引停止処分を受けた日から２年間を経過しない者又は発注工事等の入札前６か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

③民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

④業務の発注に係る公表の日からプロポーザル選定審査会（以下「選定審査会」という。）の日までの間、九十九里町建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成２７年４月１日告示第４９号）に基づく指名停止措置並びに千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年４月５日制定）及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置を受けている者

⑤九十九里町契約に係る暴力団対策措置要綱（平成２７年九十九里町告示第４８号）又は千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和６３年４月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている者

（３）同一人が代表者となっている法人等は、重複して当該業務の受託者選定に参加することができない。

（４）過去１０年間以内（平成２６年４月１日～令和６年３月３１日）に国（独立行政法人等を含む）または地方公共団体の発注により、同種業務（市町村勢要覧や同程度の記念誌等）又は類似業務を履行した実績を有する者

（５）受託以降、九十九里町と緊密な連絡調整が可能であること。特に、協議事項等が発生した場合、迅速に九十九里町役場において協議の場を設けられること。

６　参加手続

（１）参加意向申出書の提出方法

①提出期限　令和６年４月１９日（金）１７時（必着）

②提出場所　〒２８３－０１９５　千葉県山武郡九十九里町片貝４０９９

　　　　　　　　　　　　　　　　　九十九里町企画政策課政策推進係

③提出方法　持参又は郵送

　　　　　　持参の場合、受付時間は閉庁日（土日祝日）を除く９時から１７時まで

　　　　　　　郵便事故等に対する補償は一切行わない。

④提出書類　ア　プロポーザル参加意向申出書（別記第１号様式）

　　　　　　　イ　誓約書（別記第２号様式）

　　　　　　　ウ　同種業務の履行実績がわかる書類（契約書の写し）

　　　　　　　エ　会社概要書

⑤参加資格確認結果通知及びプロポーザル関係書類提出依頼書の送付

　　参加意向申出書を提出したものについて、「５　参加資格」に定める資格要件を満たしているか確認し、令和６年４月２２日（月）までに参加資格確認結果通知を電子メールにて送付する。

　　また、参加資格要件を満たすと判断した者には併せてプロポーザル関係書類提出依頼書により、提案書の提出を依頼する。

　　なお、参加意向申出書の提出者が４社以上の場合は、「７　評価方法及び評価基準」に定める１次審査として書類審査を実施するものとする。

（２）提案書作成に関する質問及び回答

　本案件に関する質問は、参加資格に関すること及び提案書の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

①提出期限　令和６年４月１０日（水）　１７時（必着）

②提出方法　質問書（任意様式）をメールにて提出すること。

　　　　　　九十九里町企画政策課政策推進係宛（TEL 0475-70-3121）

　提出先アドレス：seisaku@town.kujukuri.chiba.jp

　提出時メールタイトルは「九十九里町町勢要覧に関する質問」とすること。

　※送信後、必ず受信確認の連絡をすること。

③回答方法　令和６年４月１２日（金）までに町ホームページ上に掲載する。

（３）提案書の提出方法

①提出期限　令和６年４月２５日（木）　１７時（必着）

②提出場所　〒２８３－０１９５　千葉県山武郡九十九里町片貝４０９９

　　　　　　　　　　　　　　　　　九十九里町企画政策課政策推進係

③提出方法　持参又は郵送

　　　　　　持参の場合、受付時間は閉庁日（土日祝日）を除く９時から１７時まで

　　　　　　郵便事故等に対する補償は一切行わない。

④提出書類

　　ア　企画提案書

Ａ４版の任意の様式とする（必要に応じてＡ３版の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔に分かりやすくまとめ、過剰な添付資料は控えること。また、企画提案書には、以下の事項については必ず記載すること。

　　　・業務実施体制及び作業工程表

　　　　本業務の実施にあたっての責任者、技術者の人員配置等の業務実施体制、本業務を担当する者の経歴・経験年数・関連業務の制作実績、担当者が現在請け負っている他の業務の状況等について記載すること。

本業務における工程を貴社の行う業務と町が実施すべき業務を明確に分けたうえで、一覧表にして分かりやすく示すこと。

　　　・業務実施にあたっての基本方針

本要領１「業務の目的」を踏まえ、本業務を実施するにあたっての全体的な基本方針について記載すること。

　　　・デザイン案

　　　　仕様書に記載のコンセプトに基づき、その内容を十分に落とし込みながら、町勢要覧制作に対する自社の考えや創意工夫のポイント等を踏まえて作成すること。なお、文章の内容や写真等はサンプルでも可とする。

　　　・編集等に関する九十九里町との協議体制や方法

　　　・過去１０年以内の同種業務又は類似業務の制作実績

　　イ　見積書

　　　　本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。

　　　　見積書の様式は任意とするが、必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。なお、見積書の税込価格が本要領３「業務上限価格」の範囲内で提出することとする。

　　ウ　過去の同種業務又は類似業務にかかる成果品

　⑤提出部数　企画提案書１６部

見積書１６部（正本１部のみ押印し、副本１５部は複写可とする）

過去の成果品１６部（成果品データをカラー印刷したものでも可とする）

⑥留意事項

　　ア　提案書の提出後における書類の追加、修正および再提出は原則認めない。

　イ　提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

　ウ　仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により独自の提案として盛り込んで構わないが、業務上限額の範囲内において提案できることとする。この場合、これに係る経費は見積書に含むものとする。

　　エ　会社名や会社ロゴなど、提案事業者が特定できるような情報は記載しないこと。

　　オ　提出された提案書は返却しない。

７　評価方法及び評価基準

　事業者を選定するための審査方法及び提案事業の評価方法は、次の各号によるものとする。

　なお、１者の場合でもプレゼンテーションは実施するものとする。

（１）１次審査

１次審査は、提案事業者が４社以上の場合に実施するものとし、選定委員会の事務局が書類審査により３社を選定する。

（２）２次審査

２次審査は選定委員会でのプレゼンテーション審査とし、「別表１　２次審査評価基準」に基づき点数評価を行い、委員の平均点を算出し、その合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

ただし、全審査員の平均点数が６０点に満たない（１００点満点中）プロポーザル参加者は選外とする。

また、全審査員の平均点数が６０点以上の場合であっても、半数以上（１４名中７名以上）の審査員が、６０点未満の採点をした場合は不合格とする。

①日時　令和６年５月８日（水）※時間については別途連絡する。

②場所　九十九里町役場第一会議室

③留意事項

　　ア　プレゼンテーションの時間は１者３５分以内（説明時間２０分、質疑応答１５分）とする。なお、開始時間は、参加業者数等により変更となる場合がある。

　　イ　プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。パソコン等その他必要な機器は提案者が用意すること。

ウ　最高点が同点の場合は、見積書の金額の低い提案者を受託候補者とする。

エ　評価結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

８　選定結果の通知及び公表

　受託候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌日（土日祝日を除く）に、下記項目において町ホームページにて公表する。

　【公表事項】

　（１）受託候補者の名称、総合点及び選定理由

　（２）次点の者、次点下の者の名称及び総合点

　　　　※（１）以外の参加者の名称は五十音順で表記する。

　　　　※提案者が（選定業者数＋１）者の場合、選定されなかった提案者の得点は公表しない。

９　その他

①受託候補者として選定した者が、辞退及びその他の理由で契約できない場合は、次点の提案者を受託候補者とする。

②プロポーザル参加に要する経費等は、すべて事業者の負担とする。

別表１

２次審査評価基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 採点基準 | |
| １　提案者の業務実施体制及び作業工程、業務実績 | | 15 |  | |
|  | 会社の事業内容や業況が町勢要覧作成に精通するものであるか。また、本業務を遂行するために必要な人員体制を確保し、十分な業務遂行能力を有しているか。 | 5 | 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 不十分 |
|  | 実現可能な現実性のあるスケジュールが組まれているか。 | 5 | 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 不十分 |
|  | 過去１０年間の契約実績や同種業務又は類似業務の制作実績にかかる成果品の出来栄えはどうか。 | 5 | 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 不十分 |
| ２　提案内容の企画やアイデア、プレゼンテーション | | 65 |  | |
|  | 町勢要覧制作の目的を理解しているか。また、当町の制作コンセプトに沿った提案となっているか。 | 10 | 10 | 非常に優れている |
| 8 | 優れている |
| 6 | 普通 |
| 4 | やや劣る |
| 2 | 不十分 |
|  | 九十九里町の魅力や特徴を理解しているか。 | 10 | 10 | 非常に優れている |
| 8 | 優れている |
| 6 | 普通 |
| 4 | やや劣る |
| 2 | 不十分 |
|  | 冊子の中身はイラストや写真、効果的な見出しやリードなどを使用し、視覚的に理解しやすいレイアウトになっているか。 | 10 | 10 | 非常に優れている |
| 8 | 優れている |
| 6 | 普通 |
| 4 | やや劣る |
| 2 | 不十分 |
| ④ | 読者を引き付けるような企画内容であるか。また、町の魅力をアピールできる提案か。 | 15 | 15 | 非常に優れている |
| 12 | 優れている |
| 9 | 普通 |
| 6 | やや劣る |
| 3 | 不十分 |
| ⑤ | 自社のアイデアや創造性、独自性が見られるか。 | 15 | 15 | 非常に優れている |
| 12 | 優れている |
| 9 | 普通 |
| 6 | やや劣る |
| 3 | 不十分 |
| ⑥ | プレゼンテーションは分かりやすかったか。また、本業務に対しての熱意やアピールを感じるか。 | 5 | 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 不十分 |
| ３　価格評価 | | 20 |  | |
|  | 見積価格 | 20 | 満点（20点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格  ※小数点第二位以下切下げ） | |